

旧制私立法律学校の「大学」名称への 転換に関する一考察 (2)

浅沼 薫奈

Legal Promotion of Private Law Schools to “Universities” in the Meiji-Taisho Period (2)

Nina ASANUMA

はじめに

明治後期から大正半ばにかけての一時期、私立専門学校の一部が慣例的に名乗っていた「大学」名称期の意味を探ることが本稿の目的である。同時期は高等教育機関における私立専門学校という存在を確固たるものとした発展期に当たり、1918（大正7）年12月の大学令の公布を前後して、その後の量的拡大期へと繋がっていくこととなる。

筆者は、これまでにいくつかの大学を事例として、「大学」名称への転換に関する実証的考察を行ってきた。特に前稿においては、この時期に顕著な発展を遂げた私立法律学校群の中で最も早期に設立されたものの、時期を違えて「大学」名称を獲得した、明治大学と専修大学とを取り上げて考察を行った。それらの事例を踏まえて、これまでに明らかになったこととして、(1)「大学」名称へ変換を行った私学のほとんどが、創設時より大学昇格構想を抱いていたこと、(2)一時的な「大学」名称の獲得のためには学校組織、つまり学科構成や学科名称を変更するか、場合によっては「学部」「予科」等を新たに設けて拡大する必要があったこと、(3)「大学」名称獲得の背景には、それぞれの創立理念、運営実態、専門や特性などの様々な要因が絡み合っていたため、個々の学校の特徴と個性が顕著に表れていたこと、(4)財政問題、専任教員の確保など、「大学」名称を得るためのみならず、高等教育機関として存続していくための課題や大学としての本質が何であるのかが図らずも浮き彫りとなってきたこと、などを指摘してきた。

さて、上記の事実関係を更に明らかにしていくために、引き続き私立法律学校の創設及び発展と「大学」名称獲得の経緯を検証していきたい。明治期における近代的法制度の早急な整備や同分野への人材提供に私立法律学校が大きく貢献していたため、すでに私立法律学校の存在は無視できないものとなっていた。それら私立法律学校は、大きく大別してフランス法学系、イギリス法学系、やや後発で起こったドイツ法学系の三系統が存在した。本稿ではこれら法律学校の当時の様相を概観した後、フランス法系の和仏法律学校法政大学及びイギリス法系の東京法学院大学（中央大学）

に焦点を当て、比較しながら考察を試みる。

1. 私学の発展と法律学校を取り巻く状況

1880年代に相次いで創設された私立法律学校は、当時の高等教育分野において宗教系私立学校と並び数的隆盛を極めた。その背景には、明治維新後の近代的法整備や裁判制度の導入、それにもなう法律家養成の急務があり、国が新設した司法省法学校や東京大学における人材供給のみでは追いつかなかったことがある。司法省法学校ではフランス法が、東京大学法学部では英米法が、それぞれ御雇教師によって講じられていたため、同卒業生や留学経験者はフランス語か英語に習熟していることが一般的ではあったものの、語学の習得には時間が必要であったため育成には時間がかかってしまうことが課題となったのである。そこで、私立法律学校が目指したのは日本語による速成の法学教育であった。欧米各国への留学経験者が中心となって建ち上げた私立法律学校は、「速成」「量」の両面から法曹界における人材の輩出に大いに貢献した。しかし、周知のように、これら私立法律学校に対し政府は様々な抑圧を課し、その半面で政治的に中立かつ政府よりの教育を行う場合には、講師派遣等多くの支援を行うとともに補助金も支給した。そういった対応は、学校間格差を深めるものとなっていき、私立法律学校は同時に青年たちに対する政治教育の場ともなっていたのであった。

一方、フランス法学系とイギリス法学系とは憲法制定をめぐる主たる位置を取り合い対立し、いわゆる「法典論争」に至る衝突を繰り返していくようになる。そのような中で、明治14年の政変を契機として急速にドイツ主義の傾向が強まっていく。伊藤博文を中心とするドイツ主義への転換は、民権論や自由党系のフランス主義、改進黨系のイギリス主義に対して、絶対主義的なドイツ・プロシアの国権主義に学ぶことを意味していた。日本政府は国家主義体制を確立するためその体制を取り入れ、憲法をはじめ政治や行政、教育体制に至るまでドイツを規範とすることとし、組織的にドイツ傾向を強めていくこととなったのである。例えば、独逸学協会学校創設に際して司法省より多額の財政支援がなされているのは、そうした背景が要因となっていた。

さて、私立法律学校をめぐる上記のような状況が展開される中で、いち早く創設されたのが、1880(明治13)年4月設立のフランス法系である東京法学社(法政大学の前身校の1つ)であった。同年9月にはイギリス法系を掲げた専修学校、翌年1月にはフランス法系の明治法律学校、さらにその翌年10月には政治青年たちの注目を一身に集めた東京専門学校が設立された。1885(明治18)年7月には、イギリス法系の英吉利法律学校が創設される。この5校が1886(明治19)年の「私立法律学校特別監督条規」によって、帝国大学法科大学長の監督下に置かれること、すなわち五大法律学校となったことは周知の通りである。これらの私立法律学校は、その後いち早く「大学」名称を名乗るようになり、総合大学への歩みを進めると同時に、独自の発展をそれぞれに遂げて行くこととなった。

さて、このうち、東京法学社は、1881(明治14)年5月に東京法学校と改称、1886(明治19)

年 11 月に設立された東京仏学校と 1889 (明治 22) 年に合併し、和仏法律学校法政大学へと発展していく。フランス法系ということで司法省法学校の庇護の対象となって関係者から支援された学校であり、明治法律学校とは当初は競合関係にあったと言う。一方、英吉利法律学校は、1889 年 10 月に東京法学院に改称、東京法学院大学 (後に中央大学) へと発展していく。イギリス法系ということで東京大学法学部との関係が強く、講師招聘等に当たって優遇された。

以下、和仏法律学校法政大学及び東京法学院大学 (中央大学) の「大学」名称獲得経緯とその後の発展を検証していこう。

2. 和仏法律学校の設立

1880 (明治 13) 年 4 月、薩埵正邦を主幹として東京法学社が設立された。薩埵を中心とする設立に関わった 7 名の青年たちは、当時まだ学歴的にも社会的にも際立った活動は行っておらず無名と言ってよい存在であったが、薩埵が司法省顧問のボアソナードに個人的に師事していたこともあって司法省法学校関係者より多大な支援がなされた。同時に、ボアソナードが初代教頭に就任、講師に加わって毎週「契約論」を講義担当したことも学校の評判をあげた一因となり、発足時から比較的安定した学生数を確保していた。このことから、「ボアソナードの学校」として認識され、ボアソナードは法政大学の学祖と位置づけられるようになった。翌年 5 月、東京法学社より講法局が独立したことを機に東京法学校へと改名した。以降、1886 (明治 19) 年には私立法律学校特別監督条規によって特別監督校に選ばれ五大法律学校に数えられるようになり、続く 1888 (明治 21) 年の特別認可学校、1893 (明治 26) 年の司法省指定学校にもそれぞれ指定され、順調な発展を遂げていく。この間、1886 (明治 19) 年 11 月に設立された東京仏学校と 1889 (明治 22) 年 5 月に合併し、和仏法律学校と名乗るようになった。財政面の安定と生徒確保の両側面を確固たるものにするため、同じフランス法系の東京仏学校との合併が良策であるとされたのである。和仏法律学校の初代校長は有力な法学者であった箕作麟祥が就任したが、実質的な学校運営にはほとんど参加することがなかった。箕作に代わって、フランス留学から帰国したばかりの梅謙次郎が学監に就任することとなり、実質的な学校運営の舵取りを行っていくこととなった。

前述したように、この頃、いわゆる法典論争と呼ばれる騒ぎが湧き上がっていた。ボアソナードの提案した民法施行時期をめぐる法学関係者らの間で大激論となっていたのである。第一回帝国議会は民法施行の延期を決定、延期派はこれに勢いを得ることとなった。延期派の中心となったのは、東京大学法学部出身の東京法学院 (中央大学) 関係者らを主とした、すなわちイギリス法系の学者たちであった。対する和仏法律学校や明治法律学校はフランス法系として、ボアソナード民法の即時施行を主張し、両者は激しい衝突を繰り返すこととなったのである。この時、断行派の中心となったのが梅謙次郎であった。事態は膠着状態となりかけたが、帝国大学法学部教授であった穂積陳重のほか梅謙次郎、富井政章の 3 名が民法修正の起草委員にそろって就任することとなり、その他の委員の中心となって意見をまとめ上げ、明治民法制定施行へと導いていくこととなるのである。延

期派であったイギリス法系の穂積陳重（その後に英吉利法律学校設立）に対し、断行派であったフランス法系の梅謙次郎と富井政章（和仏法律学校第3代、4代校長）であったが、ともに民法施行に尽力したのであった。

さて、1899（明治32）年、梅謙次郎は第3代和仏法律学校長に就任する。梅の学校経営者としての実力もすでに認知されており、同校草創期を牽引していった立役者であったことは間違いない。初期和仏法律学校の体制と創立理念について、梅の采配も含め、簡潔にまとめておこう。

梅は1890（明治23）年より学監に就任して和仏法律学校の中心となり、特に教育面の発展に熱心に寄与してきた。その後に同校長へ就任、「大学」への発展過程は、梅の校長時代の賜物であったと言える。1910（明治43）年8月25日に死去するまで、実に20年にわたって同校を導いた。その一方で、学監就任と同年に帝国大学法科大学にも着任しており、後に教授となり帝国大学法科大学の中心ともなっていた。その他にも文部省総務長官など多くの官職を兼ねており、日本近代法の発展に最も寄与した人物の一人であった。かなり激務であったことが想像されるものの、梅は和仏法律学校にかなりの労力を割いていたことも資料によって確認されている。同校における民法の講義を担当したことをはじめ、校友会会長となって講演や懇談会にも頻繁に出席、その他学生生活の一環であった和仏法学科（学生主体の法律研究会）の会長も引き受け討論会に出席するなど、「自由と進歩」¹を標榜する私立法律学校の理念は梅の教育理念そのものとして、同校形成に尽力していったのである。

梅が校長に就任する前年、1898（明治31）年11月より和仏法律学校は財団法人へと変更された。財団法人化を行った直接的な原因は、民法の施行に伴って寄付行為、維持員、監事を整えて法人機構としての体制を完備することにあった。それは結果的には、後に公布される専門学校令において私立専門学校の経営には財団法人あるいは社団法人であることが必須とされたので、学則改正を含みこの時期から「大学」体制への整備を始めていたと見てよいだろう。1899（明治32）年には卒業生等を受け入れて高等文官試験補試験等の試験準備を行うための高等科を設置、1902（明治35）年からは通常学生と同額の学費を徴収する聴講生制度も導入した。法律学科一科ではあったものの、翌年の専門学校令に基づく改編時までには学校組織を整え、学生数は1000人を超えるまでになっていた。ただし、講師数は48名であったが、いまだ梅をはじめ全員が兼務者であった。

3. 「和仏法律学校法政大学」の設立理念と実態

1903（明治36）年に専門学校令が公布されると、同校を含む私立専門学校は挙って専門学校設立認可申請を行い専門学校令下に統制されるようになり、それと同時に、一部の学校は「大学」名称へと校名変更申請を行っていくこととなる。和仏法律学校も同年8月28日、「和仏法律学校法政大学」への名称変更認可を受けた。なお、私学が「大学」名称への変更を行ったのは、前年1902（明治35）年の「早稲田大学」が初であったが、同校の専門学校令に基づく設置申請認可は若干遅れており、1904（明治37）年4月1日のことであった。その他、専門学校令公布にともなっ

て「大学」名称への変更を申請、認可されたのは、1903（明治36）年8月13日に東京法学院大学（中央大学）、同年8月19日に日本大学、同年8月25日に明治大学と続いた。その他、「大学」名称への変更申請を同時に行わずに専門学校令下に置かれることとなったものには、京都法政専門学校（立命館大学）、関西法律学校（関西大学）、専修学校、台湾協会専門学校等があった。これらの学校も大正期に入って大学令が公布されるまでの期間に、それぞれの事情に合わせ順次「大学」名称への変更申請を行っていくこととなる。また、例外的な事例としては慶應義塾もこの段階で「大学」名称を冠していないが、いち早く1890（明治23）年より「大学部」を開設し、「私立大学」であることを自負した「義塾」という独自の発展を歩んでいたことを付記しておく。

さて、「和仏法律学校法政大学」へ変更することについて、「大学」への組織変更と同時に校長から大学総理となった梅謙次郎は、自身の見解を当時の様相とあわせ後に次のように述懐している。1909（明治42）年4月の創立30周年記念式典において、「私共ノ希望ハ今日ノ大学ト粗称スルノハ実ハマダ早イ、マダ大学ト称スルニハ足ラヌト思フノデアリマス。唯併シナガラ世間ニ矢張り同一程度ノ大学ナルモノガ許多アリマスカラ、詰リ大学ニモ色々ノ程度アルモノト考ヘマスレバ強テ此名称ニ拘泥スルコトハナイデアラウト思ヒマシタカラ、畢竟本校ノ程度ヲ大ニ高メルト云フ目的ヲ以テ須ク法政大学ノ名称ヲ用ヒテ居ルノデアリマス」としているのである。この梅の発言からは、少なくとも梅自身、「大学」名称のみといえども、その呼称を使用することには時期尚早といった幾ばくかの抵抗があったこと、しかし私学を取り巻く現況から「大学」名称への転向へ踏み切ったことがわかる。「和仏法律学校法政大学」への名称変更経緯については、『参拾周年史』も次のように示している。すなわち、「程度ニ於テ帝国大学ニ優ルアルモ劣ルコトナキ私学ニシテ、而モ別ニ特色ヲ具フルモノノ必要アルベキヲ信ジ、本校ハ徐々ニ之ガ計画ヲ為サンコトヲ期セリ」「本校ガ計画セント欲シタル大学ハ、巨万ノ資金ト碩学トヲ要シー一朝一夕ニシテ之ヲ設立スルコト能ハズト雖モ、右ニ述ブルガ如キ学校ハ今日直チニ之ヲ設立スルコト易々タルノミ。況ンヤ既ニ鞏固ナル基礎ノ上ニ立テル私立法律学校ノ組織ヲ変更シテ大学ト為スニ於テオヤ。故ニ都下ノ私立法律学校皆相競ツテ大学ト改称セント欲スルノ報ニ接シ、本校亦以テラク、今ノ所謂『大学』ハ本校ノ理想トスルモノニアラズト雖モ、已ニ此名称ヲ用ユルモノアリ、文部省亦之ヲ認可シタル以上ハ是レ大学ニ非ズト曰フ可ラズ」と『法政大学参拾年史』（明治42年4月、14-16頁）中に示している。²「大学」と称するからには組織の構成や在り方に対してかなりの拘りを持って臨みたいこと、したがって「大学」名への改称にはやや戸惑いが窺われ、時勢の流れに従ってやむを得ず改称を決断した、というようなことが強調されているのが印象的である。また同時に、「右ニ述ブルガ如キ学校」として他の私学の「大学」名称獲得事情を批判しつつ、それらは学科構成に至るまで中身は法律学校時代と変わっておらず、単に一年半の予科を加えたにすぎないものであって「大学」とするに当たらないものであると痛烈な批判も行っている。なお、「和仏法律学校法政大学」の名称について、なぜ「和仏法律学校」と「法政大学」とを繋げたのか、その由来は定かではない。ただし、「法政」については、京都法政専門学校でも使用していたように、法律と政治の意味の掛け合わせであったことは確かであろう。実際、しばらく後に組織改編を行って、法律科のほかに大学部及び専門部と

もに1908(明治41)年5月(9月開講)より政治科を置くこととしていることもあって、「政治学」を特化させていったことがわかる。この間の学科組織の改編課程について、もう少し詳しく見てみよう。

「大学」名称への変更時点では、学科は法律科のみであった。従来の法律科はそのまま専門部として中学校卒業程度の学力を有する者が入学できるものとし、さらに大学部、高等研究科、大学予科を新たに開設するものとした。そのほか、随意若干名の聴講生を受け入れる旨も示している。多くの私学と同様、大学予科の修業年限は1年半、この予科課程を修了した者あるいは同程度の学力を有する者が修業年限3年の大学部への進学が許された。さらに専門部または大学部を修了した者に対して、修業年限1～3年程度とする高等研究科を開いたのである。「法律、政治及経済ニ関スル學術ヲ教授シ且其蘊奥ヲ攻究セシムル」目的を以て、大学部は「法律、政治及経済ニ関スル學術ヲ教授シ、英吉利語、仏蘭西語又ハ独逸語ニ依リテ外国法ヲ講習セシム」、専門部は「専ラ邦語ヲ以テ法律、政治及経済ニ関スル學術ヲ教授ス」ものとされた。専門部は、翌1904(明治37)年4月より法律科に加えて実業科を置き、その後1908(明治41)年5月には、専門部及び大学部ともに政治科を増設するという発展を遂げて行く。授業開講時間は、大学予科が昼間、大学部及び専門部は夜間であった。これは法律学校時代の慣習が残っており、講師の招聘事情や学生確保のための措置がなされていたためであろう。

では、同校の財政状況や学内組織等はどうだったのだろうか。多くの私学が財政的に困窮し学生確保に頭を悩ませ、学校存続の道を探っていた中、同校も同様に財政面や学生確保に苦心していたこと、年度によって浮き沈みがあったことは事実である。それでも比較的學生数は一定しており、財政状況も安定していたと言っているものであった。大学部、専門部ともに入学金2円、授業料2円を課しており、入学者不足の年もあったが翌年には盛り返すなど聴講生を含めて平均して1200名程度の入学者がおり、廃校に至るような大きな危機はなかったと言える。それには、大学部、専門部ともに法律学科のみの単一学科の構成でスタートしたこと、そして17時半から21時半までという夜間講義のみに徹した判断とが功を奏していた。大学予科は設置初年度のみ昼間授業を行ったが、翌年度からは夜間のみの開講となっている。周囲を見渡せば、すでに他の私学は昼間開校へ移行しているところが多くなってきており、「夜間開講の法律学校」のままでは組織として大きく拡大発展していくことは出来なかった。それでも、夜間開講のみという選択は、法律学を志す勤労青年たちを入学させ、最小限の経費で高度な水準の授業を維持することが出来るメリットも持ち合わせていた。梅謙次郎自身も東京帝国大学法科大学教授を本務としており、他に民法を中心とした担当講師のすべてが、現役の帝国大学教授や大審院判事、大蔵省、文部省の参事官等の「本業」「本職」を持っていた。専任講師を置かないことは、財政面においても学校維持を助けるものとなっていたのである。

なお、前述したように、専門部は1904(明治37)年4月から実業科(後の経済学部の前身)を設け、早稲田大学や明治大学、専修大学等のほか、多くの私立法律学校と同様の学科構成への歩みを進めた。梅総理は、同科設置の経緯を、「実業科をおきましたことは、是は時勢に鑑みまして、従来各

法律学校に於て養成する所の人物は主として、司法官、弁護士、若しくは行政官に適するやうな教育を授けて居たのである」が、「従来の如く多数の人が毎年必要であるといふことはなくなって」きたため、「今後青年諸氏が手腕を揮ふべきは如何なる方面にあるであらうかと考へてみると、どうしても是は実業面であらう。然らば今日実業科を設けるといふことは最も急務」³であると、同科の設置に至った経緯を説明している。同科は1907（明治40）年には「商科」と改称し、法律科以上の多くの学生を輩出し、和仏法律学校法政大学の財政的基盤を支える主要学科となっていた。

この後、1920（大正9）年4月15日に大学令による法政大学の設立申請が認可され、大学昇格を果たす。同年2月に慶應と早稲田が、そして法政と同時に認可された私学は、明治、中央、日本、國學院、同志社、東京慈恵会医科大学で、9校が初の私立大学として歩み始める。財団法人法政大学は、大学部の学科構成を引継ぐかたちで、「本大学ハ法文学部及経済学部ヨリ成ル」（「法政大学学則」第1条）と2学部体制をとった。法文学部というのは学部名称としては珍しく、大学令の条文中には文学部か法学部となっているため、他には見られない呼称である。法文学部には法律学科、政治学科、文学科、哲学科を置き、経済学部には、経済学科と商業学科を置いた。この時、大学は昼間に開講されるものとされた。一方、専門部は残され、法科、政治科、商科の構成のままであったが、1920（大正9）年の改正時より昼間夜間の二部編成となっている。

大学昇格時に大学学部学科の構成を拡大したことは、「大学」名称をめぐる法政大学の最大の特徴の一つである。それまで見られなかった文学科と哲学科とがここで設置されたのはなぜか。また、専任教員制度もこの時より置くこととなった。法文学部という独特の学部名称を用いた中で、文学科と哲学科とは人気を博すこととなり、1924（大正13）年から文学科は国文学と社会学との専攻に分けられることとなり、社会学は私立大学としては初の社会学部へと発展していくこととなる。また、政治学科も政経学科へと発展、一方の経済学部も学科数を拡張して発展を遂げて行くのである。

4. 英吉利法律学校の設立

英吉利法律学校は、イギリス法系の法律学校として1885（明治18）年7月に創設された。創設後まもなく、1889（明治22）年10月に東京法学院と改称している。イギリス留学を経た増島六一郎、高橋一勝、岡山兼吉、高橋健三といった4人の青年によって設立が提案され、さらに穂積陳重など18人の少壮法律家によって建てられた。創設の背景、すなわち実際に携わった人物たちの事実関係や経緯等について詳細は伝わっていない。中央大学における沿革史研究においてすら、この間の経緯をいまだ不詳の部分が多いとしている。いずれにしても、当時の日本政府がイギリス社会に一つの模範を認めていたことを背景として、英米法を学ぶ意義をもって英吉利法律学校の設立がなされた。

英吉利法律学校は、法学科の単一学科から始まった。草創期における英吉利法律学校の講師陣もまた他の多くの私学と変わらず、兼務者がほとんどであった。同じくイギリス法を採っていた東京大

学法学部や、東京専門学校（早稲田大学）教授との兼務者も見られた。当時の東京大学法学部は全ての講義が英語で行われていたが、他の私立法律学校と同様に英吉利法律学校においても講義に邦語が用いられた。私学に課せられた「速成」の意義もあって、邦語による授業は日本社会への法学教育の普及・浸透の一助となっていたのである。ただし、初代校長となった増島などは創設時から邦語のみの講義に難色を示し、開講式挨拶でも英語での講義の必要性を訴えており、英語による講義の導入に意欲を見せていた。自身も英国留学を経て、外国の法を学ぶのにその国の言語を知ることが必須であると考えていたためであった。翌1886（明治19）年には、邦語による法学科（第一科、あるいは邦語法学科、邦語科等と称した）に加えて、「原書科」なるものを設置（第二科、あるいは原書科、英語学科と称した）、英語によるイギリス原書をテキストに用いる学科を用意した。この「原書科」は私学には珍しい外国語による講義ということもあり、英吉利法律学校は早々に人気を博すこととなる。こうして開校の翌年には二学科編成へ発展したのであった。同年、英吉利法律学校は私立法律学校特別監督条規によって特別監督校に認められ、いわゆる「五大法律学校」に数えられるようになる。これによって、帝国大学法科大学長（総長）の監督統制下に置かれるのと引き換えに、優等な成績を残した卒業生には司法官僚（判事）への無試験登用が認められることとなった。これに加え、英吉利法律学校は司法省より年額5千円の下付を受けることとなった。この時、補助金を受けることとなったのは、他に東京仏学校と独逸学協会学校のみであった。順にイギリス法系、フランス法系、ドイツ法系からそれぞれ一校ずつ選ばれた形であり、これらの私学が中心となって帝国大学法科大学が完成年度を迎えるまでの人材供給面における補助的な役割を担うこととなったのである。従って、帝国大学法科大学が完成年度を迎えていた1891（明治24）年度には3校への補助金は打ち切られることとなった。この打ち切りによって、特に文部省や皇室費からの補助を合わせ2万もの下付を受けていた独逸学協会学校専修科は特に大きな打撃を受けることとなり、創設わずか10年足らずの1895（明治28）年に同科は閉鎖されることとなるのである。帝国大学法科大学の補完の役割が薄れ、同時に1892（明治25）年に文官高等試験自体が廃止されていたこともあって、役割を終えた形となった。その後、ドイツ法系は私学としては日本法律学校が主として牽引していくこととなる。

さて、英吉利法律学校はこの間、1889（明治22）年10月より校名を東京法学院と改称し、独自の発展を遂げて行った。開講時間は14時から21時と夜間中心としたことで、勤労青年たちを受け入れつつ帝国大学法科大学他からの招聘講師を確保し、そのため入学希望者も比較的安定した数字を保つことが出来ていた。1886（明治19）年の特別監督学校に選ばれて以降、1888（明治21）年に特別認可学校、1893（明治26）年に司法省指定学校にも選ばれており、文官任用に関する特典も確保された。また、「邦語法学科」「英語法学科」の体制を続けることによって英語による授業という独自性を出しつつ、この間新たに「帝国法律」として日本社会における法律を修得させることに力を入れ始めたことも功を奏し、入学希望者は増加していったのである。ただし、多くの私学が望みつつ認可が得られなかった徴兵猶予の特典は、同校も得ることが出来なかった。

5. 「東京法学院大学」の設立理念と実態

1903 (明治 36) 年に専門学校令が公布されると、東京法学院は同年 8 月 12 日に「東京法学院大学」への名称変更認可を受けた。私立専門学校「中央大学」へ改称するのは、その二年後 1905 (明治 38) 年 8 月からである。

英吉利法律学校創設時より、同校はそもそも『「大学」を志向しようと、すこぶる意気軒昂たる』⁴ 学校であったと自ら評しており、実際「大学」名称への変更経緯は、先に見た法政大学のそれと対極であったと言ってよいだろう。法政大学の場合、前述したように、和仏法律学校を「大学」名称へ変更することを梅校長自ら時期尚早と危惧している。「大学」とは何か、単一学科からなる私学も大学たり得るか、この時期すでに多角的な見解があったのである。なお、英吉利法律学校は東京法学院と改称した後、1896 (明治 29) 年より「高等法学科」を開設、卒業生には「学士」に相当するとした「得業士」の授与を始めた。また、一方の和仏法律学校も、1899 (明治 32) 年より「高等科」を設置しており、卒業生には「和仏法律学学士」なるものを授与することとしている。つまり、自ら「大学」を名乗るか否か、「大学」たり得るかの判断とは別に、「私立大学」への歩みはすでに始まっていたのである。

さて、東京法学院は「大学」名へ改称すると同時に、専門学校令に基づき社団法人東京法学院大学へ変更することとし、修業年限 1 年半の大学予科、修業年限 3 年とする専門科 (後に専門部と改称) と本科 (後に大学部と改称) とを設けた。加えて、同科をそれぞれ修了した後、さらに学問研究を希望した者に対しては、修業年限を 1～3 年とする研究科を設置した。その目的には「本大学ハ法律、政治及ヒ経済ニ関スル高等専門ノ學術ヲ教授シ、併セテ之ニ関スル有益ノ図書雑誌ヲ出版スルコトヲ目的トスル社団法人トス」(「定款」第一条) と定めた。なお、この段階ではまだ法律学科のみの編成であったが、他の多くの私立法律学校群と同様に経済や商学への発展を模索している。1905 (明治 38) 年に迎える創立 20 周年記念事業として経済学科を新たに設置することを目指し、複数学科を持つ「大学」としてさらに名称を変更する案が浮上した。同年、計画通り経済学科を設置して 2 科構成となり、8 月より「中央大学」と改称することとなったのである。この時、「国際状況や国内経済事情の進展に即応し、総合大学をめざす本学は、経済、商業に関する学術を教授する学科の新設をもくろんだ」⁵ と述べている。「総合大学」を目指し、「中央大学」は、それまでの「本科」に法律学科と経済学科を、「専門科」にも同じく 2 科を設けた。ただし、当初「専門科」には、大学予科に相当していた 1 年半の「正科」「別科」を置いていたが、「中央大学」となったこの段階に至って、この予備教育期間はすでに置かれぬものとなっている。また、学科課程表の中身を見ると、「本科」及び「専門科」の内容はほぼ合致したものとなっており、「専門科」において第二外国語が置かれていないだけの違いであった。実際、「専門科」の「速成」機関は入学希望者も多く、学校存続の基盤となったのである。

1909 (明治 42) 年 7 月には、新しく商業学科の設置が認可された。経済学科を新設した際に「商業に関する」学科も設置したい旨を掲げていたが、その希望が実った形となった。なお、1913 (大

正2)年8月には、それまで「本科」「専門科」と称していた組織名を、「大学部」「専門部」と改称、それぞれに「法律学科」「経済学科」「商業学科」を設けるものとした。私立大学としての発足が認められると、「大学部」中の学科をそれぞれ「法学部」「経済学部」「商学部」へと移行させたのであった。1920(大正9)年4月、大学令による認可を受けて大学昇格を果たす。前年の1919(大正8)年5月にはすでに社団法人を財団法人に改める旨を申請し、7月に認可を受けていた。

おわりに

明治期に創設された私立法律学校は、フランス法、イギリス法、ドイツ法をそれぞれ教授していたといった相違の他に、それぞれ独自の理念を抱きつつ設置された。その一方で、東京大学法学部や司法省法学校の補完的役割も担っていた。また同時に、官僚任用試験資格や徴兵猶予という「特権」を得ることも学校発展にとって重要な要素となっていた。帝国大学と並びうる「大学」となることを目指すと同時に、「法典論争」によって浮き彫りになったように、私立法律学校、私立専門学校としての意義と存続をかけて他の私学と争い、あるいは協力し合って、場合によっては合併するという選択も行われてきた。「大学」となるまでの選択と経緯には、それぞれの特性や私学の置かれていた課題が表れていたのである。

和仏法律学校は、東京法学社(東京法学校)と東京仏学校とが合併して発足した。同じフランス法系私立法律学校として、明治法律学校とは特に強烈なライバル関係にあったとされる。ボアソナードを学祖とし、法典論争で存在感を露わにした梅謙次郎によって牽引されていたことなど指導者にも恵まれていた。また、1898(明治31)年11月の財団法人化に見られるように組織体制もいち早く整えていたが、専任教員を置かず、単一学科であったために、専門学校令が公布された時点での「大学」名称変更には、校長梅謙次郎自身が時期尚早と難色を示している。「マダ大学ト称スルニハ足ラヌ」と述べた梅の見解からは、「大学」とは何か、「大学」組織とはどうあるべきか、その理想の高さが窺われる。「和仏法律学校法政大学」となって以降の最大の特徴は、「大学」となって以降もすべて夜間開講のみとしていた点、そして「法律科」のみであった点である。「大学」となって以降は、主に「専門部」に新たに「実業科」を置き充実させていった点に注目しておきたい。徐々に法律から「実業」「商科」の時代へと移行していく状況にも柔軟に対応していき、大学令公布後はこれらを発展させ、法文学部、経済学部を設けている。

英吉利法律学校はイギリス法系の「法学科」を以て創設された。初期の特徴は、イギリス原書を用い、英語による講義を展開する「原書科」を設けたことである。同時に、「帝国法律」とする日本社会における法律を修得させるプログラムも展開した。同校は和仏法律学校とは対比的に、「大学」名称を積極的に選択した。それまで単一学科であったものを、「中央大学」へ改称すると同時に法律学科と経済学科との二学科編成とし、その後間もなく商業学科も新設した。学科体制を充実させていき、大学令公布後は、そのまま法学部、経済学部、商学部へと移行させている。

両校は独逸学協会学校専修科と併せて、帝国大学法科大学の開設時期に特にその補助的役割を

担った。補助金を下付されたことは、私立法律学校として国家よりの教育体制であったと評されたということでもあった。そして補助金の打ち切りによって独逸学協会学校専修科が廃止となったことからわかるように、両刃の剣であったことも意味する。和仏法律学校と英吉利法律学校とは、それぞれ夜間講義や英語による講義など独自の特徴を打ち出し学校を維持していった。「大学」への発展は、その特徴の延長上にあるものであった。「大学」名称獲得以前よりそれぞれ卒業者に対し「学士」の称号を授与するなど、「大学」への歩みはすでに始まっており、専門学校令によって「大学」名称となって以降は、実質的な大学組織となるべく迅速な対応を行っていることが両校の実態から明らかである。

私立法律学校と帝国大学との特殊な関係性は、「大学」名称獲得とその後の発展にも少なからず影響を与えていた。その他の私学における「大学」名称獲得経緯は如何なるものであったのか、「大学」名称とはどのような意味を持つものであったのか、今後の課題として残されている。

- 1 「東京法学社開校ノ趣旨」中に「自由と進歩」の文言があり、法政大学はそれを建学の精神として自由な学風と進取の気象とを掲げてきた。
- 2 法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』、法政大学、昭和 55 年 12 月 1 日、158 頁。
- 3 梅謙次郎「明治 37 年第 20 回卒業式式辞」(『法学志林』第 58 号)、『法政大学八十年史』、50 頁。
- 4 中央大学百年史編集委員会専門委員編『中央大学百年史 通史編』中央大学、2005 年 10 月 20 日、265 頁。
- 5 「中央大学学制一覧」(明治 38 年 8 月、『法学新報』第 18 卷 18 号)、前掲『中央大学百年史 通史編』287 頁。